

令和6年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告します。

令和 7年 6月 3日提出

長与町長 吉田 慎一

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	下水道事業	円 350,328,200	円 0	円 350,328,200	円 180,488,000	円 113,300,000	円 56,540,200	円 0	円 0	県道長崎多良見線拡幅工事に伴う三根地区污水管移設において、移設設計業務の適正な履行期間を確保するため。長与浄化センターの建設工事委託に関する協定において、入札不落による契約遅延及び電気設備の機器の納期遅延に伴い適正な工期の確保が困難となったため。国の補正予算に基づく国庫補助金交付決定に伴い、支出予定事業費を繰り越すもの。